

社団法人 青森県畜産物価格安定基金協会

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	A
(2)事業内容等	A	A	A	A
(3)組織体制等	A	A	A	A
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	A	A	A
マネジメント評価総合	A	A	A	A

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

評価シートの作成による自己評価により、点検・見直しが可能となり、組織運営や業務等の適正化が図られている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	C
(2)財務分析比率による傾向	-	+

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

当協会の業務内容は、農家経営を支えるための肉用子牛及び肉豚の価格安定対策の実施であり、補てん金交付のため、あらかじめ、生産者・農畜産業振興機構・県(肉豚の場合はなし)により原資を積立し、基金管理している。年度によっては、生産者への補てん金交付額がその年の積立額を上回り、収支にマイナスが生じる場合があるため、独立採算性においては不足を生じるが、その原資が基金であるという性格から発生するものであり、経営上は問題ない。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
	平成13年に県が策定した「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」に基づき、畜産公益法人との統合を進めるための検討が必要であり、県としてもその実現に向け誘導していく。

4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課のマネジメント評価について疑問を払拭できない。

なぜならば、当委員会は、昨年、組織合理化の観点から職員の増員を行なわないことをコメントしたが、実際には増員されており、この点を考慮すると（１）「経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応」の「第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施している」の評価項目を「５：非常に良い」と評価していることに同意できないからであり、また、（３）「組織体制等」の「同一職務への長期間の職員配置の見直し」については、組織が小規模であることを考慮すると評価が低くなっても当然であるが、実際の評価は「５」になっているなど、評価の姿勢に関して疑問を抱かざるを得ないからである。

また、昨年もコメントしたが、次のステップである（社）青森県畜産協会との統合については障害がいろいろ存在すると想定されるが、経営上の観点からも、利用者の視点に立ってもメリットがあると考えられるので、前向きに検討してほしい。

財務評価については、概ね妥当である。

なお、補助金が収入の大部分をしめる本法人の事業の特性上、独立採算制の観点から評価が「C」となるのはやむを得ない。引続き経費削減等の経営合理化に努めてほしい。

また、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	社団法人青森県畜産物価格安定基金協会	代表者職氏名	会長理事 中谷藤太郎	所 管 課	畜産課
設立年月日	昭和47年10月13日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0852 青森市大字大野字前田87-11 017-729-8692		

組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 8 名	合計 9 名
監事・監査役数	常勤 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 3 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 名	合計 3 名

臨時職員は非常勤に含む。

基本財産・資本金等

		うち県の出資等額	県の出資等比率
基本財産・資本金	577,710 千円	160,000 千円	27.7 %
基 金	174,370 千円	0 千円	0.0 %
合 計	752,080 千円	160,000 千円	21.3 %

主な出資者等の構成(出資等比率順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 農協連・農協等	194,290	33.6%
2 青森県	160,000	27.7%
3 (社)青森県配合飼料価格安定基金協会	120,500	20.9%
4 市町村	97,920	16.9%
5 (社)全国肉用牛振興基金協会	5,000	0.9%
6		
7		
8		
9		
10		

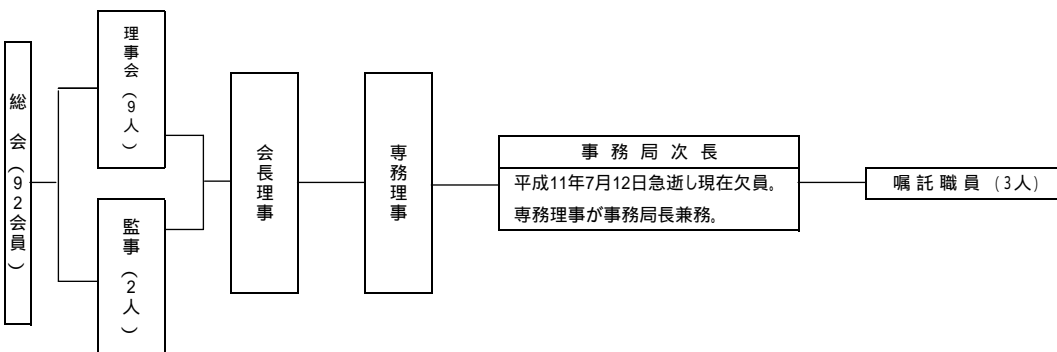
会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人	92			92
個 人				

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 (年 月より)	無
指定寄付金の有無	有 (年 月 日~年 月 日)	無

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



設 立 目 的

協会は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。(以下「法」という。))に基づく肉用子牛の生産者に対する生産者補給金及び肉豚の価格の低落によって生ずる生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉豚生産者に対する価格差補てん金を交付すること等により、畜産物の生産及び価格の安定を図り、もって畜産経営の健全な発展に資することを目的とする。

設 立 の 背 景

1. 昭和30年代、我が国の増大する食肉需要に対応するため、肉用子牛を肉用資源として有効利用を図り、本県畜産経営の安定的発展に資することが求められていた。

しかし、食肉市場における需要と供給のアンバランスから肉用子牛価格の変動が顕在化し、子牛価格の安定対策が国内肉用牛の生産安定のための緊急な課題となっていた。

このような背景から国は、「肉用子牛価格安定制度」を創設した。

これを受けて、本県においては当初、乳用雄子牛を対象に、生産農家の負担を含めた積立金により、肉用子牛の販売価格が一定水準を下回った場合に価格差補てん金を交付し、生産農家の経営安定を図ることを目的に、昭和47年10月、「社団法人青森県乳用雄子牛価格安定基金協会」を設立した。

2. 昭和52年3月、国は、肉用子牛価格安定事業と乳用雄肥育素牛価格安定事業を一本化したことから、名称を「社団法人青森県肉用子牛価格安定基金協会」に変更し、肉用子牛生産者補給金交付事業を実施した。

3. 平成2年、国は牛肉の輸入自由化対策として、農畜産業振興事業団(当時)に、都道府県肉用子牛価格安定基金協会が肉用子牛の価格が低落し保証基準価格を下回った場合に交付する肉用子牛生産者補給金交付業務を行わせ、畜産の健全な発展と農業経営の安定に資することを目的に「肉用子牛生産安定特別措置法」を制定し制度が充実強化された。

4. 法律により、業務については独立行政法人農畜産業振興機構が実施することとなっているが(法第3条)、機構は業務の一部を都道府県及び農林水産大臣の指定する者に委託することが出来ることになっている(法第4条)。

5. このため、全国47都道府県において指定をうけた協会が「法令、規則、運用通達等」に基づき、業務を農協等に一部委託して実施している。

6. 平成7年度から、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等に対応して、国は各県段階で自主的に実施している「肉豚価格差補てん事業」を資金面で支援する「地域肉豚生産安定基金造成事業」を実施したことから、この事業を本県でも実施することとして、名称を「青森県畜産物価格安定基金協会」に改組し、肉用子牛と肉豚の価格安定により本県の畜産経営と農業経営の発展に寄与することとしている。

事 業 内 容

(1) 肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付

(2) 肉豚についての価格差補てん金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び価格差補てん金の交付

(3) 前2号の業務に付帯する業務

(4) その他協会の目的を達成するために必要な業務

マネジメント

1 経営理念、中・長期経営計画

(1) 経営者の経営理念・基本目標等

(1) 経営理念

当協会は、法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務の一部を委託により事業を実施する団体として、県知事の指定を受け、農林水産大臣に報告されている県下唯一の団体であり、本県の畜産・農業振興に寄与する公益法人であることを深く認識・自覚して業務の遂行にあたることを基本理念とする。

業務遂行にあたっての心得

- ・広く県民に公正に
- ・事業を適正・効率的に
- ・職員は協調性をもって明瞭に
- ・常に自己啓発し、時代の変化に鋭敏に
- ・国の新しい政策、新規事業を積極的に導入し、本県の畜産振興を図ることを念頭に

業務遂行上の具体的な方針

- ・職員間の事務互換性の向上による内部点検・事務の適正化
- ・電算システム導入による事務効率の向上
- ・若手職員の少数・精鋭による事務経費の節減
- ・内部事務共有による役職員の業務の一体化促進
- ・定期的な研修派遣
- ・プロパー職員の適正評価と管理職登用

(2) 中長期経営計画

財政基盤の健全化

- ・契約頭数の計画どおりの確保
- ・事務能率向上による人件費の抑制
- ・単純な業務は外部委託し、経費の増嵩を抑制
- ・毎月の残高試算表による経費の計画的な執行
- ・人事の適正化
- ・内部実務に精通した常勤理事の登用
- ・プロパー職員の管理職・理事への登用

(2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

1. 契約頭数

(単位:頭)

区分	計画	実績	達成度
肉用子牛	10,021	7,693	76.8%
肉豚	584,783	573,679	98.1%

肉豚は、ほぼ計画どおりの実績頭数となった。肉用子牛については、5品種のうちの乳用交雑種において大幅な計画割れとなり、全体で計画の約25%減となった。

2. 一般管理費

(単位:円)

科目	計画	実績	達成度	前年度対比
役員報酬	4,200,000	1,750,000	41.7%	41.7%
給料手当	3,028,690	1,518,445	50.1%	85.0%
福利厚生費	709,374	483,044	68.1%	56.3%
会議費	400,000	633,870	158.5%	117.1%
事務費	1,110,000	1,246,559	112.3%	107.2%
その他経費	5,315,629	4,703,382	88.5%	132.4%
計	14,763,693	10,335,300	70.0%	85.4%

一般管理費については、全体で計画の70%、前年度実績の85.4%となっており、経費の節減が図られた。

(3) 当年度における経営者の経営目標

1. 肉用子牛契約頭数及び生産者積立金造成計画

(単位:頭、円)

品種	頭数	生産者積立金
黒毛和種	4,349	43,055,100
褐毛和種	6	71,400
その他肉専用種	408	25,418,400
乳用種	2,516	31,953,200
乳用交雑種	1,970	12,214,000
計	9,249	112,712,100

2. 生産者補給金交付計画

(単位:頭、円)

品種	頭数	交付可能額
黒毛和種	4,200	367,393,941
褐毛和種	5	360,017
その他肉専用種	400	146,121,788
乳用種	2,500	154,454,200
乳用交雑種	2,300	176,374,187
計	9,405	844,704,133

3. 肉豚契約頭数及び生産者積立金造成計画

(単位:頭、円)

区分	頭数	生産者積立金
系統	70,000	60,200,000
商系	532,546	457,989,560
計	602,546	518,189,560

4. 肉価格差補てん金交付計画

(単位:円)

頭数	交付可能額
-	693,238,002

5. 子牛生産拡大奨励事業奨励金交付計画

(単位:頭、円)

品種	頭数	奨励金
黒毛和種	5,615	91,245,000
褐毛和種	0	0
その他肉専用種	315	4,333,000
計	5,930	95,578,000

6. 中核肉用牛事業奨励金交付計画

(単位:頭、円)

頭数	奨励金
158	10,960,000

7. 一般管理費支出計画

(単位:円)

科目	金額
役員報酬	3,500,000
給料手当	6,202,783
福利厚生費	693,092
会議費	350,000
事務費	960,000
その他経費	4,709,909
計	16,415,784

(4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	(年度 ~ 年度)	前年度までに策定済
		当年度策定

2 事業内容等

(1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益区分	直営・委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容
肉用子牛生産者補給金制度	補助事業	公益	直営	844,704	50.1%	肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、肉用子牛の生産者に対して生産者補給金を交付する。
子牛生産拡大奨励事業	補助事業	公益	直営	95,578	5.7%	子牛価格が発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖経営者に対し、販売又は保留された子牛1頭当たり奨励金を交付する。
中核肉用牛繁殖経営育成対策事業	補助事業	公益	直営	10,960	0.7%	繁殖雌牛を飼養する生産者が、一定飼養規模への増頭計画に基づいて繁殖雌牛を増頭した場合、増頭実績に基づいて奨励金を交付する。
肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業	補助事業	公益	一部委託	20,095	1.2%	補給金制度の運営の適正化のため、肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留の確認及び電算処理による報告・調整の充実を図る。なお、国の要綱に基づき、協会は委託契約により、業務の一部を農協等に委託して実施している。
			直営	13,262	0.8%	
			委託	6,833	0.4%	
肉豚価格差補てん事業	自主事業	公益	直営	693,238	41.2%	協会の定款及び業務方法書に基づき、肉豚生産者に対し価格差補てん金を交付すること等により、肉豚生産者及び価格の安定を図る。
地域肉豚生産安定基金造成事業	補助事業	公益	直営	20,000	1.2%	都道府県段階で実施されている肉豚の価格差補てん事業を資金面でバックアップするため、「地域肉豚生産安定基金」を造成し、事業の安定的な運営の支援を行う。
公益事業支出	1,684,575 千円		直営事業支出	1,677,742 千円		
収益事業支出	0 千円		委託事業支出	6,833 千円		
当期支出(+)	1,684,575 千円		当期支出(+)	1,684,575 千円		
/	100.0 %		/	99.6 %		

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
肉用子牛生産者補給金制度(個体登録頭数)				黒毛和種 4,349 乳用種 2,516 褐毛和種 6 乳用交雑種 1,970 その他肉専用種 408 計 9,249
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	10,990	12,887 (14ヶ月)	7,693 (10ヶ月)	前年度実績、県の飼養頭数計画等により算出。

事業名				目標値
肉用子牛生産者補給交付金				不足払い分 393,670 積立部分 451,034 計 844,704
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	240,327	372,470	178,791	前年度実績等により算出。

事業名				目標値
子牛生産拡大奨励事業				交付見込額 95,578
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	37,744	80,441	3,866	生産者からの子牛生産中期計画を基礎として対象頭数を算出。

事業名				目標値
中核肉用牛繁殖経営育成対策事業				交付見込額 10,960
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	4,780	1,360	8,100	生産者からの増頭計画を基礎として対象頭数を算出。

事業名				目標値
肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業				事業費 20,095(うち農協等への委託分6,833)
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	15,344 (7,330)	15,179 (7,441)	17,978 (6,662)	前年度実績、機構によるヒアリング等により申請額を算出。

事業名				目標値
肉豚価格差補てん事業				交付可能額 693,238
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	0	420,685	816,402	生産者積立金及び地域肉豚生産安定基金の残高を交付可能額とした。

(3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	前々年度再委託金額		前年度再委託金額	
		前々年度受託事業費	前々年度再委託金額	前年度受託事業費	前年度再委託金額
			/		/
合 計		0		0	
		0		0	

(4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
直営事業支出額	290,865	882,695	1,018,475
委託事業支出額	7,330	7,441	6,662
当期支出額(+)	298,195	890,136	1,025,137
/	97.5%	99.2%	99.4%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

(5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
公益事業支出額	316,205	897,519	1,025,137
収益事業支出額	0	0	0
当期支出額(+)	316,205	897,519	1,025,137
/	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
肉用子牛生産者補給金制度	平成16年3月29日	当協会	実務担当者会議

(7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	民間からの役員		
	プロバ-職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB		
	プロバ-職員	3	2
	小計	3	2
非常勤役員	県・市町村関係		
	民間からの役員		
	小計	0	0
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
	小計	0	0
臨時職員			
計(~)	4	3	4

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員				3		3
県派遣職員						0
県職員OB						0
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	0	0	3	0	3

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員				1	2	3
県派遣職員						0
県職員OB						0
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	0	0	1	2	3

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
	1. 国の通達である「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき、役員構成及び任期の適正化を図った。(任期3年 2年)	

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
① 法人独自の給与体系	1 有 (年 月予定)
2 県の給与体系を準用	② 無
3 その他 ()	3 その他 ()

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定が記入してください。

--

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
1 自ら積極的に公開している <input type="radio"/> 情報開示請求等があれば公開している 3 その他()	<input type="radio"/> 貸借対照表 <input type="radio"/> 損益計算書、収支計算書等(概要のみも可) <input checked="" type="radio"/> 事業内容、計画等 4 その他()	<input checked="" type="radio"/> 事務所等に備え付け 2 広報誌、新聞等、インターネット、公告 3 議会において説明等 4 その他()	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	1. (社)青森県畜産物価格安定基金協会定款第18条 2. 「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」による(独)農畜産業振興機構の調査指導	1. (社)青森県畜産物価格安定基金協会定款第18条 2. 「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」による(独)農畜産業振興機構の調査指導	1. (社)青森県畜産物価格安定基金協会定款第18条 2. 「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」による(独)農畜産業振興機構の調査指導
2. 実施頻度	1. 1回/年 2. 1回/年	1. 1回/年 2. 1回/年	1. 1回/年 2. 1回/年
3. 内部監査で指摘された事項	特になし	特になし	特になし

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
肉用子牛生産者補給金制度アドインシステム研修会(東北地区)	(社)全国肉用牛振興基金協会	1人	平成16年度
公益法人の会計実務研修会	(株)会計情報システム	1人	"
肉用子牛生産者補給金制度等業務推進全国会議	(独)農畜産業振興機構	1人	"

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
なし	へ 名派遣
	へ 名派遣
	へ 名派遣
	から 名受入
	から 名受入
	から 名受入

4 マネジメント評価 (5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い)

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する ・ しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	5	5
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	5	5
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	5	5
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。	-	-
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	5	5
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	5	5
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	5	5
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	5	5
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)</p>	
<p>当協会の業務及び事務は、「肉用子牛生産安定等特別措置法」を基礎にして、「同施行令」「同施行規則」「同運用通達」「同交付金交付・助成金交付要綱」及び「事業実施要領」に基づいて事業を実施している。</p> <p>なお、日々の業務事務は、全国の各都道府県の指定団体が(独)農畜産業振興機構から事業の委託を受けて実施していることから、全国統一電算システムでオンライン化されている。このことから、協会独自の裁量権を行使することは殆んどない。</p>	<p>法律及び要綱等に基づき行われている畜産物価格安定対策(価格差補てん)を中核として、経営の安定化を図るための農畜産業振興機構の各種畜産振興事業に取り組むなど、受益者が要望する畜産振興に必要な事業を迅速、かつ、適切に実施できる体制が整っており、狭義ではあるものの既に経営の裁量権を有していると思われる。</p>

(2)事業内容等

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	5	5
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	5	5
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	5	5
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	5	5
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	5	5
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	5	5
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	5	5
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。	4	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1. 「肉用子牛生産者補給金制度の運用について(農林水産省畜産局長通達)」に基づき、指定協会の業務対象年間の1期間を5年間と定めて業務を実施している。</p> <p>2. 指定協会、農協等及び生産者の三者が5か年間の契約を締結し、目標数値を掲げて事業を実施している。</p> <p>3. 各年度において、当該年度の実績及び計画等を作成し、(独)農畜産業振興機構の内諾を得て、理事会・総会に提案承認のうえ事業を実施している。このことから、目標数値の設定にあたっては、外部環境の変化に即応し、機関決定のうえ組織構成員は責任をもって参画している。</p> <p>4. 年2回、実務担当者会議を開催し、事業の積極的な実施について取り組んでいる。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください。)</p> <p>当協会が行う畜産物の価格安定対策(肉用子牛及び肉豚の価格差補てん)は、農家経営の安定を図るための公益的な業務として実施されていることから、今後も継続して実施していく必要がある。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等自己評価	所管課評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	5	5
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	5	5
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	5	5
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	5	5
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	5	5
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	5	5
(大規模民法・特別法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。	-	-
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	5	5
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	4	4
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	5
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	5
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	5	5
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	5	5
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	5	5
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	4	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1. 当協会は、法律・国の運用通達・要綱要領等に基づいて事業が実施され、毎年2回、全国会議が開催されているほか、北海道・東北ブロック協議会が随時開催され、事業の必要性、事務遂行上の規律等は厳しく浸透されている。</p> <p>職員は若手の少数精鋭で実施しているが、業務分担に互換性をもっており、人事配置の適正化を図っている。</p> <p>2. プロパー職員の管理職登用のため、若手職員を教育しているほか、役職員の研修は積極的に実施し、成果をあげている。</p> <p>3. 情報公開については、関係資料を常に事務所に備え付けてはいるが、今後は国・県等の指導を得てホームページでの開示を検討していきたい。</p>	<p>過去において、理事の任期及び構成等について、見直しを行うなど組織体制の適正化に努めている。</p> <p>昨年の退職者1名の補充を行い、業務に偏りがないようフラット化に努めている。</p> <p>協会のホームページの早期開設が望まれるが、新たな業務対象期間に伴い電算機等を更新するため、その後、協会のホームページが開設できるよう指導していく。</p>

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	5	5
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	5	5
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	5	5
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	5	5
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。	-	-
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。	-	-
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	5	5
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	5	5
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直ししています。	5	5
(全法人) 保有資産の含み損はない。	5	5
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	5	5
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	5	5
(全法人) 前項の評価を開示しています。	5	5
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>1. 電算処理のシステム化により事務能率の向上、経費の節減に努めている。</p> <p>2. 管理費の大きな割合を占める人件費抑制のため、局長を欠員にしているほか、有能な職員採用により、事務能率の向上に努めている。</p> <p>3. 当協会は全農と同居していることから、取引金融機関は便宜上、青森県信連になっている。</p> <p>4. しかし、金利については、0.2%崇上げしてもらっている。</p>	<p>事務の電算化により、効率的、かつ、円滑な推進に努めている。 管理費等については、今後も点検見直し等を行いながら、効率的、かつ、適正な執行に努めていく必要がある。</p>

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位: 千円未満四捨五入)

収入の部		前々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	2,002	1,406	1,336
イ	入会金収入			
ウ	会費収入			
エ	事業収入	539,157	539,243	541,389
オ	補助金等収入	473,512	444,707	192,697
カ	負担金収入			
キ	受託収入			
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息	3,865	1,908	3,337
コ	雑収入	130	122	120
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入			
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			25,672
ソ	特定預金取崩収入	1,656,971	3,027,167	3,358,909
タ	他会計受入収入	58,466	59,467	36,009
チ	当期収入合計	2,734,103	4,074,020	4,159,469
ツ	前期繰越収支差額	10,588	522,955	5,285
テ	収入合計	2,744,691	4,596,975	4,164,754
支出の部				
ト	事業費	322,009	928,328	1,029,496
ナ	管理費	13,017	12,103	11,245
	ニ (うち人件費)	7,021	6,846	4,662
ヌ	固定資産取得支出	200		2,700
ネ	敷金・保証金支出			
ノ	借入金返済支出			
ハ	特定預金支出	1,828,043	3,591,792	3,081,099
ヒ	他会計繰入支出	58,466	59,467	36,009
フ	当期支出合計	2,221,735	4,591,690	4,160,549
ヘ	当期収支差額 チ - フ	512,368	517,670	1,080
ホ	次期繰越収支差額	522,955	5,285	4,205

注1 正味財産増減計算書より

増加の部

マ	退職給与引当金取崩額			910
ミ	その他の引当金取崩額			

減少の部

ム	固定資産除売却額			
メ	固定資産減価償却額	1,868	2,304	2,223
モ	退職給与引当金繰入額			
ラ	その他の引当金繰入額			

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却率での減価償却を実施。

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は メ に加味する。			

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	670,088	145,883	24,113
b	固定資産	1,528,414	2,104,476	1,759,942
c	(うち基本財産 / 基本金)	580,410	580,410	577,710
d	(うちその他の固定資産)	948,004	1,524,066	1,182,232
e	資産合計	2,198,502	2,250,359	1,784,055
f	流動負債	147,133	140,598	19,908
g	(うち借入金)			
h	固定負債	1,454,727	1,501,830	1,199,392
i	(うち借入金)	13,722	13,722	39,394
j	負債合計	1,601,860	1,642,428	1,219,300
k	正味財産	596,641	607,931	564,756
l	(うち当期増減額)	2,000	11,290	43,176

(3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	2,198,502	2,250,359	1,784,055
(1) 財団法人における基本財産			
(2) 公益事業を実施するために有している基金			
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	16,974	14,670	12,447
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	931,030	1,509,396	1,169,785
(5) 負債相当額	147,133	140,598	19,908
m 内部留保金額	1,103,365	585,695	581,915

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国						
	県						
	その他	473,512	17.3	404,707	9.9	192,697	4.6
	小計	473,512	17.3	404,707	9.9	192,697	4.6
	2 うち、自主事業に係る補助金収入						
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
受託料収入 5	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
債務保証・損失補償 6	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
そ の 他 7	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
合 計		473,512	17.3	404,707	9.9	192,697	4.6

1～7の具体的内容

区分等	事 業 名	前々々年度	前々年度	前年度
機構	生産者積立金補助金収入	70,669	76,255	46,864
	地域肉豚補助金収入	132,375		
	生産者補給交付金収入	188,786	233,280	111,530
	補給金運営適正事業助成金収入	28,338	17,142	17,978
	交付円滑化推進事務助成金収入	2,988	2,905	
	指導体制支援事業補助金収入	5,017	5,421	
	運営体制支援事業補助金収入	1,420	1,287	3,042
全国協会	中核肉用牛育成奨励金収入	4,780	1,360	8,100
	中核肉用牛対策事業事務費収入	333	307	360
	子牛拡大奨励事業助成収入	37,744	80,441	3,866
	子牛拡大奨励事業事務費収入	1,061	1,056	957
改良事業団	個体識別システム事業委託収入		25,253	
計		473,511	444,707	192,697

2 財務分析

(1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前々年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	2,002	1,406	1,336
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	0	0	0
事業収入	エ	539,157	539,243	541,389
補助金等収入	オ	473,512	444,707	192,697
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	0	0	0
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	3,865	1,908	3,337
雑収入	コ	130	122	120
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	910
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0
小計	リ	1,018,666	987,386	739,789
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	322,009	928,328	1,029,496
管理費	ナ	13,017	12,103	11,245
固定資産減価償却費	メ	1,868	2,304	2,223
退職給与引当金繰入額	モ	0	0	0
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	336,894	942,735	1,042,964
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	681,772	44,651	303,175

(2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前々年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	681,772	44,651	303,175
補助金等収入	1	473,512	404,707	
自主事業に係る補助金収入	2			0
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額()	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	208,260	360,056	303,175

(3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

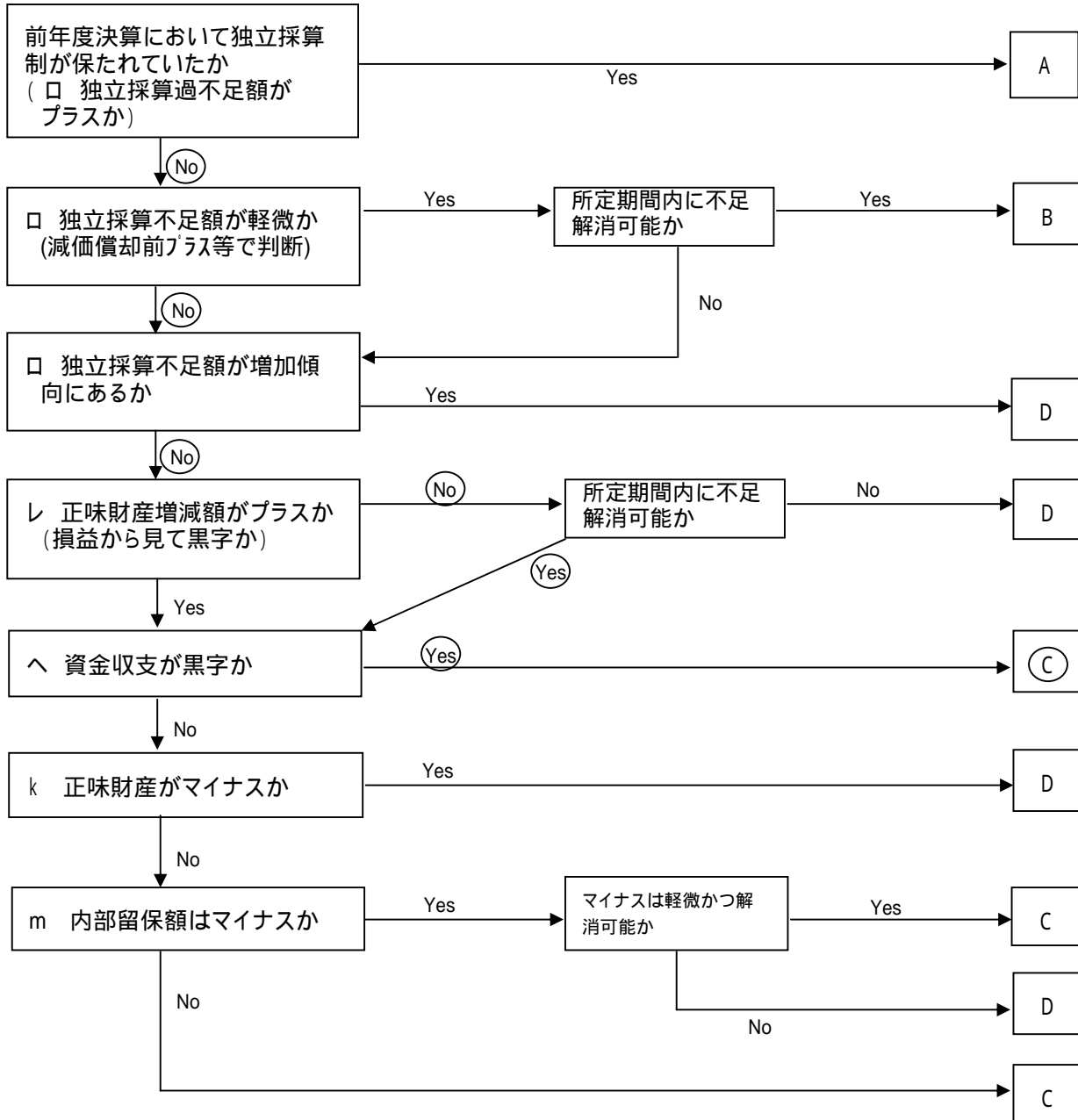
比率の名称	算式	前々々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	40.4	14.4	14.0	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	0.6	0.3	0.3	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	53.9	56.6	41.5	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.6	0.6	2.2	
採算性					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	62.2	38.3	29.1	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	18.7	12.7	0.0	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	683,526	1,358,007	1,039,867	
				上昇数	3
				横ばい数	2
				下降数	2
				評価	+

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>1. 当協会は、(独)農畜産業振興機構が肉用子牛生産者補給金制度と肉豚価格差補てん事業を実施するに当たり、都道府県段階の業務を受託する団体として設立された公益法人である。</p> <p>2. 業務内容は、農家経営を支えるための肉用子牛及び肉豚の価格安定対策に関する補助事業の実施であり、かつ、受益対象が県内全戸の肉用子牛生産農家及び肉豚生産農家に亘るため、社会的役割と公益性が非常に高い。</p> <p>3. 当協会の事業のしくみ及び運営は、法律・通達・要領等に則って確立されており、業務処理もオンラインで一元管理されている。</p> <p>4. 経営状況については、事業費として計上されている大部分が生産者への補給金、補てん金であり、事業費によって収益を上げていないものであることから、独立採算性においては多額の不足を示しているが、基金管理と(独)農畜産業振興機構からの補助金交付を主な業務としている当協会の業務内容及び性格から、必然的に発生するものであり、経営の問題には及ばない。</p>	<p>財務的には、国からの補助金、生産者からの積立金による収入が大半を占めていること等から、独立採算性を保つことは厳しい状況にあるが、制度や事業の性格上やむを得ないものであり、経営的な問題とはなっていない。</p>